

第485回川越市農業委員会総会議事録
(公開用)

川越市農業委員会

第 4 8 5 回 川 越 市 農 業 委 員 会 総 会 議 事 録

- 1 開催年月日 令和6年4月25日
- 2 開催場所 川越市環境プラザ（研修室）
- 3 開会時刻 午前 9時30分
- 4 閉会時刻 午前 11時00分
- 5 招集者氏名 農業委員会会長 渋谷 武
- 6 議長の氏名 農業委員会会長 渋谷 武
- 7 委員出席者数 16名

内 訳							
議席	氏 名	出欠	備 考	議席	氏 名	出欠	備 考
1	大野 美智明	出		10	高橋 正利	出	
2	高橋 庄一郎	出		11	皆川 善平	出	
3	小和瀬 康男	出		12	小嶋 光一	出	
4	筋野 哲夫	出		13	武藤 康則	出	
5	川口 知子	欠		14	新井 計男	出	
6	永島 千恵子	出		15	大野 豊作	出	
7	樋口 直喜	出		16	渋谷 武	出	
8	鈴木 初夫	出		17	永堀 知己	出	
9	時田 重雄	出					

8 議事参与者

職	氏 名	職	氏 名
農地利用最適化推進委員	皆川 雅昭	農地利用最適化推進委員	程島 延幸
農地利用最適化推進委員	小倉 晶男	農地利用最適化推進委員	村山 芳則
農地利用最適化推進委員	中澤 勝芳	農地利用最適化推進委員	黒田 経夫

職	氏 名	職	氏 名
農地利用最適化推進委員	佐藤 金誉	農地利用最適化推進委員	利根川 孝一
農地利用最適化推進委員	須賀 宏	農地利用最適化推進委員	荻野 勝美
農地利用最適化推進委員	杉浦 朗	農地利用最適化推進委員	渡邊 昭男
農地利用最適化推進委員	野口 和則	農地利用最適化推進委員	發知 孝雄
農地利用最適化推進委員	島村 茂勝	農地利用最適化推進委員	米田 正則

9 事 務 局

職	氏 名	職	氏 名
事務局長	柿沼 映生		
副事務局長	小野寺 雅樹		
主 幹	松本 貴紀		
副 主 幹	宮本 晃宏		
主 査	森井 孝信		

10 開 会

会長 渋谷 武 は議長席に着き、出席委員が定足数に達していることを確認した後、令和6年4月25日 第485回川越市農業委員会総会の開会を宣言する。

11 議事録署名委員選任の件

議長 渋谷 武 は、本件に対し、議長の指名により推薦したい旨を諮ったところ、全員の賛同を得たため、次の者を指名選任する。

委員 高橋 正利

.....

委員 皆川 善平

.....

委員 小嶋 光一

.....

1 2 議決事項及び議事の要領

報告第 1 号

総会の所管に関する報告書について

議長は、別添報告について、事務局に説明を求めた。

事務局は「所管に関する報告書 3 月分について報告する。農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出書については、合計 5 件、8 筆、1,306 m²である。農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出書については、合計 10 件、15 筆、4,409.78 m²である。農地改良届については、合計 1 件、1 筆、574 m²である。農地法施行規則第 29 条第 1 項第 1 号の規定による農業用施設届出書については、合計 3 件、4 筆、392 m²である。生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明書については、合計 1 件、1 筆、1,724 m²である。相続税の納税猶予に関する適格者証明書については、合計 2 件、22 筆、14,695 m²である。相続税の納税猶予に関する 3 年毎の農業継続証明書については、合計 7 件、29 筆、27,540 m²である。農地法第 3 条の 3 の規定による届出書については、合計 10 件、96 筆、79,568.07 m²である。詳細については報告書のとおりである。」との説明を行なった。

議長は、委員に意見を求めた。

議長は、意見がなかったため、議事を進めた。

議案第 1 号

農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画
の決定について

議長は、別添議案を上程し、事務局に説明を求めた。

事務局は「今月の第1号議案は、申出件数16件、筆数85筆、面積57,054.44㎡について申出があった。このうち使用貸借権設定が13件、所有権移転が3件である。契約期間は、整理番号6番から8番は、令和6年7月1日から、それ以外は令和6年5月15日から設定されるものである。

整理番号1番から5番と12番から14番は、同一人からの申出のためまとめて説明する。整理番号1番は、3筆、578㎡で、整理番号2番は、9筆、3,536㎡で、整理番号3番は、7筆、2,915.62㎡で、整理番号4番は、4筆、3,679㎡で、整理番号5番は、13筆、6,575㎡で、12番は、6筆、5,422㎡で、13番は、3筆、2,576㎡で、それぞれ約5年の使用貸借権設定の申出である。整理番号14番は、4筆、3,106㎡で所有権移転の申出である。譲受人は現在64歳で、農業従事日数は、年間350日、家族と共に約1,693アールの農地を耕作している農家である。近隣の所有農地と併せて耕作し、集積を図るとともに、経営の拡大を図るための申出である。通作距離は、約300mから2kmである。

整理番号6番から8番は、同一人からの申出のためまとめて説明する。整理番号6番は、2筆、2,672㎡、整理番号

7番は、9筆、6, 245.97㎡、整理番号8番は、6筆、688.85㎡で、約9年の使用貸借権設定の申出である。

この申出は、農地中間管理事業の一環として、地権者から受け手である埼玉県農林公社へと貸借が行われるものである。

借受人の埼玉県農林公社は、昭和39年に社団法人農業機械化公社として設立し、平成26年3月28日に農地中間管理機構として埼玉県知事より指定を受けている。農地中間管理機構の事業内容については、分散化している農地や耕作放棄地を借受け管理し、活力ある担い手へ貸付を行うことで、農地の集約化、農業生産力の向上、農家同士の競争力の向上を目指す事業となっている。今回の申出により農用地利用集積計画が決定し、農地を借入れたのち、事前に農林公社が選定した担い手の情報をもとに市が農用地利用集積等促進計画を作成し、農林公社を通して計画を県に提出し認可を受け、担い手に対する農地の貸付が行われる予定である。

整理番号9番から11番は、同一人からの申出のためまとめて説明する。整理番号9番は、5筆、7,600㎡、整理番号10番は、4筆、2,811㎡、11番は、2筆、1,996㎡で、それぞれ約5年の使用貸借権設定の申出である。借受人は現在76歳で、農業従事日数は、年間200日、約395アールの農地を耕作している農家である。近隣の所有農地と併せて耕作し、集積を図るとともに、経営の拡大を図るための申出である。通作距離は、約100mから800mである。

整理番号15番は、1筆、1,361㎡で所有権移転の申出である。譲受人は、現在50歳で、農業従事日数は、年間300日、家族と共に約288アールの農地を耕作している農家である。近隣に所有する農地と併せて耕作し、集積を図るとともに、経営の拡大を図るための申出である。通作距離は約300mである。

整理番号16番は、7筆、5,292㎡で所有権移転の申出である。譲受人は、現在47歳で、農業従事日数は、年間150日、家族と共に約118アールの農地を耕作している農家である。近隣に所有する農地と併せて耕作し、集積を図るとともに、経営の拡大を図るための申出である。通作距離は約200mである。

以上のことから、整理番号1番から16番については、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられる。なお、農用地利用集積計画に関する経過措置は、令和5年4月1日から2年間と規定されている。」との説明を行なった。

議長は、委員に意見を求めた。

委員から「整理番号14番について、調査報告する。4月21日に、農地最適化推進委員と一緒に譲受人から農地取得目的などの話を伺った。農地取得目的は、経営拡張のための申出である。譲受人は、現在64歳で、農業従事日数は、年間350日である。家族と一緒に約1,693アールの農地を耕作している農家である。主な作付けは水稲、小麦、大豆

である。申請地においては、小麦を計画している。また、トラクター2台、耕耘機1台、トラック7台、コンバイン1台、乾燥機、籾摺り機などを所有していて、申請地を維持管理できる農機具を所有している。以上のことから、地元の農業委員としては問題ないと考える。慎重な審議をお願いします。

続けて、整理番号16番について、調査報告する。4月21日に、農地最適化推進委員と一緒に譲受人から農地取得目的などの話を伺った。農地取得目的は、経営拡張のための申出である。譲受人は、現在47歳で、農業従事日数は、年間150日である。家族と一緒に約118アールの農地を耕作している農家である。主な作付けは水稻で、申請地においても水稻を計画している。また、トラクター1台、トラック1台、コンバイン1台、乾燥機、籾摺り機などを所有していて、申請地を維持管理できる農機具を所有している。以上のことから、地元の農業委員としては問題ないと考える。慎重な審議をお願いします。」との発言があった。

議長は、ほかに意見を求めた。

委員から「整理番号14番と16番について、譲受人の経営状況は良好であり、地元の推進委員としては、申出地を管理できる農家であると考え。」との発言があった。

議長は、ほかに意見を求めた。

委員から「整理番号15番について報告する。4月22日に、農地最適化推進委員と一緒に譲受人から農地取得目的などの話を伺った。農地取得目的は、経営拡張のための申出で

ある。譲受人は、現在 50 歳で、農業従事日数は、年間 300 日である。家族と一緒に約 288 アールの農地を耕作している農家である。主な作付けは水稻で、申請地においても水稻を計画している。また、トラクター 5 台、耕耘機 2 台、トラック 3 台、コンバイン 2 台、乾燥機、粃摺り機などを所有していて、申請地を維持管理できる農機具を所有している。以上のことから、地元の農業委員としては問題ないと考える。慎重な審議をお願いする。」との発言があった。

議長は、ほかに意見を求めた。

委員から「整理番号 15 番について、譲受人の経営状況は良好であり、地元の推進委員としては、申出地を管理できる農家であると考え。」との発言があった。

議長は、ほかに意見を求めた。

議長は、ほかに意見がなかったため、整理番号 1 番から 16 番については、改正前の農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件をみたしているため、農用地利用集積計画を決定することで採決に入る旨を告げ、賛成の者の挙手を求めた。

議長は、全員の賛成が得られたため、議案第 1 号について原案どおり決定する。

議案第 2 号

農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条
第 3 項の規定による農用地利用集積等促進計画

(案) に対する意見について

議長は、別添議案を上程し、事務局に説明を求めた。

事務局は「今月の第2号議案は、件数2件、筆数17筆、面積9,606.82㎡についての意見照会があった。

先ほど第1号議案、整理番号6番から8番で、埼玉県農林公社が借受人として農業経営基盤強化促進法の申出があった農地になる。第2号議案は、その農地について、埼玉県農林公社が貸付人となった農用地利用集積等促進計画(案)についての市長からの意見照会である。

また、同一月に地権者から埼玉県農林公社への貸借と、埼玉県農林公社から担い手への農用地利用集積等促進計画を同時に審議することは、円滑に事業を行うための手法として可能であることを埼玉県の農林振興センターに確認している。

担い手について、公益社団法人埼玉県農林公社農地中間管理事業実施規定に基づき、埼玉県農林公社が選定していることから、整理番号1番と2番については、市長へ「意見なし」とすることでよろしいか、お伺いする。」との説明をした。

議長は、委員に意見を求めた。

議長は、意見がなかったため、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画(案)については、市長へ「意見なし」とすることで採決に入る旨を告げ、賛成の者の挙手を求めた。

議長は、全員の賛成が得られたため、議案第2号について原案どおり決定する。

議案第 3 号

農地法第 3 条第 1 項の規定による許可について

議長は、別添議案を上程し、事務局に説明を求めた。

事務局は「今月の第 3 号議案は、件数 4 件、筆数 4 筆、面積 1, 4 5 3 m²についての申請があった。

整理番号 1 番は、経営拡張のため所有権移転で、1 筆、4 9 1 m²の申請である。譲受人は、現在 3 3 歳で、農業従事日数は年間 1 5 0 日、家族と共に約 1 3 9 アールの農地を耕作する農家である。申請地を譲り受け、経営の拡張をはかりたいとの理由により申請されたものである。通作距離は約 1 0 m である。

整理番号 2 番は、経営拡張のため所有権移転で、1 筆、3 7 9 m²の申請である。譲受人は、現在 7 0 歳で、農業従事日数は年間 1 5 0 日、家族と共に約 9 1 アールの農地を耕作する農家である。申請地を譲り受け、経営の拡張をはかりたいとの理由により申請されたものである。通作距離は約 7 k m である。

整理番号 3 番は、経営拡張のため所有権移転で、1 筆、2 0 2 m²の申請である。譲受人は、現在 5 5 歳で、農業従事日数は年間 2 5 0 日、家族と共に約 2 0 3 アールの農地を耕作する農家である。申請地を譲り受け、経営の拡張をはかりたいとの理由により申請されたものである。通作距離は約 5 0 0 m である。

整理番号4番は、経営拡張のため所有権移転で、1筆、381㎡の申請である。譲受人は、現在58歳で、農業従事日数は年間150日、家族と共に約58アールの農地を耕作する農家である。申請地を譲り受け、経営の拡張をはかりたいとの理由により申請されたものである。通作距離は約500mである。

以上のことより、整理番号1番から4番について許可できない場合が規定された、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可することによろしいか、お伺いする。」との説明を行なった。

議長は、委員に意見を求めた。

議長は、意見がなかったため、整理番号1番から4番については、許可できない場合が規定された農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可することによって採決に入る旨を告げ、賛成の者の挙手を求めた。

議長は、全員の賛成を得られたため、議案第3号について原案どおり許可することに決定する。

議案第4号

農地法第5条第1項の規定による許可申請書に対する意見について

議長は、別添議案を上程し、事務局に説明を求めた。

事務局は「今月の第4号議案は、件数10件、筆数15筆、面積4,823.08㎡についての申請があった。

整理番号1番は、住宅新築のため所有権移転で、1筆、295㎡の申請である。譲受人は実家にて暮らしている。現在の住まいが手狭になってきたことから、住宅の建築を計画した。そこで、実家に近い申請地が適地と考え、売買にて取得し、住宅建築を行うとの申請である。農地区分については、第1種農地であると考えられるが、集落に接続した住宅建築であるため不許可の例外に該当すると考えられる。排水については、水路管理者の同意を得て、合併浄化槽を経て水路へ放流する計画である。雨水については、敷地内にて浸透枡を設置する計画である。整理番号2番は、児童発達支援事業所新築のため所有権移転で、3筆、2,280㎡の申請である。譲受人は平成27年10月に設立し、発達障害をもつ児童の支援を主な業務としている。現事業所が定員数を超過していることから、新たな事業所を必要としている。園庭を設置可能な面積を有する申請地を適地と考え、売買にて取得し、児童発達支援事業所建築を行うとの申請である。農地区分については、第2種農地であると考えられる。排水については、水路管理者の同意を得て、合併浄化槽を経て水路へ放流する計画である。雨水については、敷地内にて浸透トレンチを設置する計画である。整理番号3番は、住宅新築のため使用貸借権設定で、2筆、250㎡の申請である。譲受人は実家にて暮らしている。現在の住まいが手狭になってきたことから、住宅の建築を計画した。そこで、実家に近い申請地が適地と考え、住宅建築を行うとの申請である。農地区分に

については、第2種農地であると考えられる。排水については、水路管理者の同意を得て、合併浄化槽を経て水路へ放流する計画である。雨水については、敷地内にて浸透枘を設置する計画である。

整理番号4番は、住宅進入路に使用のため所有権移転で、1筆、3.63㎡の申請である。譲受人は申請地の前面に住んでいる。出入り道路は突き当りだが、接道幅が狭小のため介護用の送迎車などの進入に苦慮していたことから申請地を取得し、住宅進入路として使用したいとの申請である。農地区分については、第2種農地であると考えられる。雨水については、敷地内にて自然浸透させる計画である。

整理番号5番は、駐車場に使用のため所有権移転で、1筆、357㎡の申請である。譲受人は平成30年9月に設立し、不動産業を主な業務としている。借り受けしている既存の駐車場があるものの、返却しないといけないことから新たな土地を探していたところ、申請地が見つかったため、売買にて取得し、駐車場として使用したいとの申請である。農地区分については、第2種農地であると考えられる。雨水については、敷地内にて自然浸透させる計画である。

整理番号6番は、駐車場に使用のため賃借権設定で、1筆、310㎡の申請である。譲受人は昭和52年3月に設立し、老人に関する社会福祉事業を主な業務としている。借り受けしている既存の駐車場があるものの、返却しないといけないことから新たな土地を探していたところ、申請地が見つかった

たため、賃借にて借り受け、駐車場として使用したいとの申請である。農地区分については、第2種農地であると考えられる。雨水については、敷地内にて自然浸透させる計画である。

整理番号7番は、住宅新築のため使用貸借権設定で、2筆、414㎡の申請である。譲受人は借家にて暮らしている。現在の住まいが手狭になってきたことから、住宅の建築を計画した。そこで、実家に近い申請地が適地と考え、住宅建築を行うとの申請である。農地区分については、第2種農地であると考えられる。排水については、水路管理者の同意を得て、合併浄化槽を経て水路へ放流する計画である。雨水については、敷地内にて浸透枘を設置する計画である。

整理番号8番は、住宅新築のため所有権移転で、2筆、215.45㎡の申請である。譲受人は実家にて暮らしている。現在の住まいが手狭になってきたことから、住宅の建築を計画した。そこで、勤務先に近い申請地が適地と考え、売買にて取得し、住宅建築を行うとの申請である。農地区分については、第2種農地であると考えられる。排水については、道路管理者の同意を得て、合併浄化槽を経て道路側溝へ放流する計画である。雨水については、敷地内にて浸透枘を設置する計画である。

整理番号9番は、住宅新築のため所有権移転で、1筆、211㎡の申請である。譲受人は実家にて暮らしている。現在の住まいが手狭になってきたことから、住宅の建築を計画し

た。そこで、勤務先に近い申請地が適地と考え、売買にて取得し、住宅建築を行うとの申請である。農地区分については、第2種農地であると考えられる。排水については、下水管理者の同意を得て、公共下水道へ放流する計画である。雨水については、敷地内にて浸透枡を設置する計画である。

整理番号10番は、住宅新築のため使用貸借権設定で、1筆、487㎡の申請である。譲受人は借家にて暮らしている。現在の住まいが手狭になってきたことから、住宅の建築を計画した。そこで、実家に近い申請地が適地と考え、住宅建築を行うとの申請である。農地区分については、第2種農地であると考えられる。排水については、水路管理者の同意を得て、合併浄化槽を経て水路へ放流する計画である。雨水については、敷地内にて浸透枡を設置する計画である。

以上のことから、整理番号1番から10番については、それぞれ立地基準と一般基準として許可できない場合が規定された農地法第5条第2項各号に該当しないため、総合意見として県へ許可相当であるとの意見を付すことによろしいか、お伺いする。」との説明を行なった。

議長は、委員に意見を求めた。

委員から「整理番号2番について調査報告する。4月19日、農地利用最適化推進委員と一緒に申請地にて、代理人から話を伺った。申請目的は児童発達支援による放課後等デイサービス事業所の建築のためである。譲受人は平成27年10月に設立し、発達障害をもつ児童の支援を主な業務として

いる。現在も放課後等デイサービス事業所を運営しているが、規定の定員数を超過しているため、新たな児童の受け入れが困難な状況であることから、新たな事業所を必要としている。申請地には事業所のほか、職員や送迎用の駐車場に加え、園庭を設置する予定である。周囲をコンクリートブロックで囲み、雨水は敷地内にて浸透トレンチを設置する計画である。また、排水については、合併浄化槽を経て水路へ放流する計画である。したがって、雨水排水による周辺農地への影響はない見込みである。以上のことから、今回の農地転用申請について、地元委員としては、やむを得ないと考える。慎重な審議をお願いする。」との発言があった。

議長は、ほかに意見を求めた。

委員から「水路放流が5件あるが、水路はどのような形状なのか。」との発言があった。

事務局は「案件毎に水路の形状は異なる。」との説明を行った。

議長は、ほかに意見を求めた。

議長は、ほかに意見がなかったため、整理番号1番から10番について農地転用に関する許可基準からみた意見については、農地法第5条第2項各号に該当しないため、総合意見として許可相当とし、整理番号2番は「事業計画を順守し、周辺農地及び水路に支障を与えないこと。」と条件を付すことで、採決に入る旨を告げ賛成の者の挙手を求めた。

議長は、全員の賛成が得られたため、議案第4号について

総合意見として許可相当とし、整理番号2番は条件を付すことに決定する。

議案第5号

川越市農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議 について

議長は、別添議案を上程し、事務局に概要説明を求めた。

事務局は、令和元年に、農業委員会に係る不祥事が発生したことを受け、全国農業会議所では令和元年11月28日に開催された「全国農業委員会会長代表者集会」において、「農業委員会の委員等の綱紀保持に関する申し合わせ」を決議し、農業委員会組織として綱紀粛正の徹底を図っていくことを確認した。これを踏まえ、各農業委員会の総会において年に1回以上「法令遵守の申し合わせ決議」を行う事となっているため、本市農業委員会においても令和6年度の決議を行おうとするものである。との説明を行い、決議案を朗読した。

議長は、委員に意見を求めた。

議長は、意見がなかったため、原案どおりとすることで採決に入る旨を告げ賛成の者の挙手を求めた。

議長は、全員の賛成が得られたため、議案第5号について原案どおり決定する。

1 3 閉 会

議長 渋谷 武 は議案の審議がすべて完了したため、第485回川越市農業委員会総会の閉会を宣言し、一同散会する。

1 4 署 名

この議事録が正当であることを証明するため、下記に署名捺印をする。

令和 6年 5月 8日

議 長 渋谷 武

委 員 高橋 正利

委 員 皆川 善平

委 員 小嶋 光一
